

協議会資料－《近江ウェットランド研究会の取り組み事例》

《取り組み事例》

- ◆ミズヒマワリ生育状況調査と駆除活動の展開
- ◆ナガエツルノゲイトウ生育状況調査と駆除活動の展開
- ◆小冊子「琵琶湖湖辺域の外来植物と貴重植物」刊行への協力
- ◆オオバナミズキンバイ生育状況調査と駆除活動の展開
- ◆関係機関や他団体との情報共有・協力関係の推進

《取り組みの概要》

(1) ミズヒマワリの生育状況調査と駆除活動の展開

2007年に琵琶湖水系への侵入が確認されたミズヒマワリについて、継続的な生育状況を実施（現在も継続中）。また、計30回以上に及ぶ駆除イベントを開催してきたほか、「見つけたら、その場で駆除！」という基本姿勢で定期的な監視と緊急駆除活動を数年にわたって継続してきた結果、琵琶湖本湖においてミズヒマワリを根絶に近い状態に追い込むことに成功した。

(2) ナガエツルノゲイトウの生育状況調査と駆除活動の展開

2007年に琵琶湖水系での繁茂拡大が顕在化したナガエツルノゲイトウについて、当時分布情報のなかった北湖南西部や南湖沿岸各地において、生育状況調査を展開。次々に新たな生育地を発見したため、数回にわたる駆除イベントを主催した。その後は、滋賀県環境科学研究センターなどとの協働で、南湖周辺や彦根市域のみならず、伊庭内湖・大同川などにおいても継続的な調査を続けており、2013年度には南湖全域の生育状況図と生育状況一覧表を作成した。

(3) 小冊子「琵琶湖湖辺域の外来植物と貴重植物」刊行への協力

2010年3月に琵琶湖環境科学研究センターから発行された小冊子「琵琶湖湖辺域の外来植物と貴重植物」の作成に際して、一部の本文執筆を担当するとともに、多くの写真を提供した。

(4) オオバナミズキンバイの生育状況調査と駆除活動の展開

2009年12月に赤野井湾の湖岸でオオバナミズキンバイの生育を初確認（日本では、兵庫県加西市(2007年)に次ぐ2例目の確認事例）。その後2010年には上記のほか、南湖沿岸の数地点で小規模群落を確認したのみであったが、2011年後半になって、赤野井内湾部(小津袋)や木の浜南ヨシ植栽地などへの新たな侵入と急速な分布拡大を確認した。

こうした状況に危機感を強めたため、県自然環境保全課・琵琶湖博物館等の関係機関と連絡をとり、2012年4月に最初の現地説明会を開催、5月には神戸大の角野康郎教授(日本の水草研究の第一人者)を招いて合同視察会を開催するとともに、6月には最初の駆除イベントを開催

した。その後も琵琶湖環境科学研究センターとの協働で、オオバナミズキンバイの生育状況調査を続けており、2013年度には南湖全域の生育状況マップと生育状況一覧表を作成するとともに、独自に作成した瀬田川における生育状況マップを2014年3月の協議会総会で配布した。

(5) 多くの関係機関や団体との協力関係の推進

一連の現地調査や駆除活動を通じて、多くの関係機関や団体との協力関係が生まれ、分布情報配信などを通じて、「情報センター的な役割」を担ってきた。

本研究会が主催したイベントを契機として、これまで殆ど連絡のなかった機関や部局同士に新たな交流や連携が生まれた例も少なくない。琵琶湖水系からの外来水辺植物根絶に向けて、多くの関係機関・団体が共同歩調を歩み始めたことは、大きな前進と考えている。

《2014年度の取り組み状況》

(1) ミズヒマワリ生育状況調査と駆除活動の継続

矢橋中間水路周辺水域において、ミズヒマワリの生育状況調査と駆除活動を継続。

(2) ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイの生育状況調査の継続

南湖全域・北湖南西部・彦根市域・伊庭内湖・大同川などにおいて、滋賀県自然環境保全課・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター・東近江市役所などとの協働で、ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイの生育状況調査を継続的に実施して、調査結果を順次、自然環境保全課等の関係機関・団体に報告した。

(3) 2013年度に作成した南湖外来水辺植物マップの関係機関・団体への提供

(4) 外来水辺植物防除対策の進め方についての提言

琵琶湖水系における外来水辺植物防除対策の進め方について、さまざまな機会を通じて、自然環境保全課等の関係機関に対して、以下のような提言を行なった。

◆2012年度の駆除事業では、駆除した植物体の処理が大きな障害になったが、現在のゴミ焼却施設の能力からみて、全量焼却は到底不可能なので、法的な問題を含めて埋立て処分の可否について早急に検討を進めて頂きたい。

◆もし、埋め立て処分が可能となれば、パッカー車の活用によって、処理場への輸送量・輸送コストが大幅に削減できる可能性があるため、ぜひ試験的な導入を検討して頂きたい。

◆焼却・埋立いずれの処分方法を採用するとしても、相当な面積の「集積・仮置き場」の確保が

急務である。県有地を中心に、利用可能な場所の確保を急いで頂きたい。

◆湖岸緑地等の公共用地の借用については、県直轄駆除事業はもちろん、ボランティア駆除の際にも必要不可欠なので、早い段階で土地管理者の包括的な同意を取り付けておいて頂きたい。

◆県自然環境保全課の予算だけで、すべての外来植物を駆除することは到底不可能なので、治水担当部局をはじめとする他の部局・機関の駆除事業への参入を、これまで以上に強力に働きかけて頂きたい。

◆湖辺の各地では、すでに多くの団体が独自に駆除活動を展開しており、これらの団体の中には協議会に未加入のものも少なくない。こうした団体とも連携を深め、統一的なガイドラインのもとに、計画的に駆除作業を進めてゆく必要がある。

◆マスコミによる偏った報道により、外来水辺植物の繁茂が守山市域だけの問題であるかのような誤った印象を県民に与えてしまっているので、「外来水辺植物問題」が、「県民全体で取り組むべき全湖的な課題」であることを周知するようなかたちで、施策を進めて頂きたい。

《2015年度以降の予定》

これまでの取り組み全ての継続と強化を予定。

《関係機関》

滋賀県自然環境保全課

滋賀県琵琶湖環境科学研究センター

滋賀県水産課

水草研究会

大津市

草津市

守山市

東近江市

彦根市

環境省近畿地方環境事務所

国土交通省琵琶湖河川事務所

(独) 水資源機構琵琶湖開発総合管理所